

庄内の米取引・米蔵の歴史 — 山居倉庫誕生まで —

年 (西暦)	庄内の米取引・米蔵に関する出来事	庄内と鶴岡の出来事
天正一五(一五八七)	最上義光が粕谷源次郎に酒田湊収納米の受け払いをさせる。	
文禄元(一五九二)		庄内か上杉景勝の領地となる。
文禄二(一五九三)	上杉景勝が甘粕景継を東禅寺城主とし、新井田川西岸に倉庫を増築して米を入れる。武藤氏時代から米蔵があった所を米屋町新設地を新米屋町といった。	
慶長六(一六〇一)		庄内か最上義光の領地となり、志村伊豆守が東禅寺城(亀ヶ崎城)城主となる。
元和八(一六三三)		最上氏が改易となり、酒井中勝が入部する。
寛永元(一六二四)	郡代・柴谷武右衛門が米券制度を創始し、米券を発行する。	
明暦二(一六五八)	庄内藩が鶴岡三日町に米相場所を設け、仲買人(米相場師)二十五人を置く。	
寛文七(一六六七)	明暦二年に焼失した日和山下の下蔵を筑後町に移す。	
寛文二二(一六七二)	河村瑞賢が幕府御城米運送のため「西廻り航路」を整備し、御米置場(瑞賢庫)を設ける。	
元禄九(一六九八)	この年、酒田湊から船舶によって移出された米穀は十七万六千八百四俵、うち庄内米は十一万四千俵余。	
元禄二三(一七〇〇)	庄内藩が鶴岡城下での米穀の延売買を禁じる。	
元禄二五(一七〇二)	庄内藩が米相場所に命じて、毎年十月十三日に新米の初相場を立てさせる。	
享保元(一七二八)	大坂米座が幕府の許可を得て限月売買(延取引)を実施したことから、鶴岡及び酒田の米相場所でも延取引を行う。	
享保三(一七二八)	庄内藩が、従来慣行となっていた酒田での米延売買を禁止する。	幕府が大坂に米会所の設立を許可する。
享保一〇(一七二五)		幕府が堂島米会所の設立を許可する。
享保一二(一七二七)	庄内藩の許可を得て下寺町に公立米座が出来る。	
享保一五(一七三〇)		幕府が堂島米会所の設立を許可する。
延享二(一七四五)	庄内藩が、鶴岡の両替屋二十五人に米の仲買を許し、仲買人を五十人に増やす。米相場の場所を歩座方と改称。	
寛政一〇(一七九八)	酒田町奉行・黒川権太夫の発意で、真嶋治郎兵衛・越後屋九兵衛を歩座頭に任じて掟書を定め、改めて米会所を整備する。	
文久元(一八六一)	酒田米会所が本町七ノ丁突き当りに移転する。	亀ヶ崎城に明治新政府の民政局が置かれる。
明治元(一八六八)		第一次酒田県が成立する。
明治二(一八六九)	御米置場が官軍に壊される。	明治政府が米の先物取引を禁止。全国の米相場所を閉鎖する。
明治三(一八七〇)		第一次山形県が成立する。
明治四(一八七一)	米券を県が一元化して発行する。	第二次酒田県が成立する。
明治七(一八七四)	酒田・鶴岡の米商などが「酒田米社」を設立。倉庫業を営み、米券を発行する。	「株式会社条例」が公布される。
明治九(一八七六)	「酒田米社」が閉鎖となる。	「米商会所条例」が公布される。 現在の山形県が成立する。
明治一〇(一八七七)	酒田の廻船問屋が共同で廻漕会社を設立。租税の金納で不用となった新井田倉庫を県から借り受け、米を預かり米券を発行する。	
明治二二(一八七九)	東田川郡の豪商・渡部左衛門が、県から新井田倉庫の払い下げを受ける。翌年から倉庫業を営み米券を発行する(明治一五年に廃業)。	
明治二五(一八八二)	共同運輸会社が新井田倉庫を買収する(次いで郵便汽船三菱会社、日本郵船会社の所有となる)。	
明治一六(一八八三)	酒田廻船問屋組合が新井田倉庫の一部を借り受けて再び倉庫業を始め、米券を発行する(明治一八年に業務停止)。	
明治一七(一八八四)	酒田の商人たちが「酒田米商会所」設立を出願。農商務大臣の認可を得たが、設立に至らず。	
明治一八(一八八五)	本間立美の働きかけにより、旧藩主・酒井家を中心となり「酒田米商会所」の設立を再度出願し、翌年認可を得る。	
明治一九(一八八八)	「株式会社酒田米商会所」が創業。新井田倉庫の一部と新井田川沿いの町蔵を保管庫として業務を開始する。	
明治二〇(一八八七)	本間系が日本郵船株式会社から新井田倉庫を買い受け、下蔵から保管場所を移す。	
明治二二(一八八九)	酒田米商会所が秋田町の借家に移転し営業する。	
明治五(一八九二)	酒田米商会所が秋田町の琢成学校跡地に移転する。	
明治六(一八九三)	酒田米商会所が「株式会社酒田米穀取引所」に改組。取引所法により付帯事業として倉庫を持つことができるようになり、山居倉庫を建設、倉庫業を開始する。	「取引所法」が公布される。